

地域密着型サービス事業所の指定について

1. 指定を受けようとする事業所について

申請者	名称	一般社団法人 いきがいくくり福岡	
	所在地	福岡県福岡市東区奈多 1-10-10	
事業所	名称	デイサービスセンターわ音奈多	
	所在地	福岡県福岡市東区奈多 1-10-10	
	サービス 種別	地域密着型サービス	認知症対応型通所介護
		地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護
	事業開始予定年月日		平成 27 年 2 月 1 日
	利用定員		15 人

2. (介護予防) 認知症対応型通所介護について

地域密着型サービスの一つで、原則としてサービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できません。

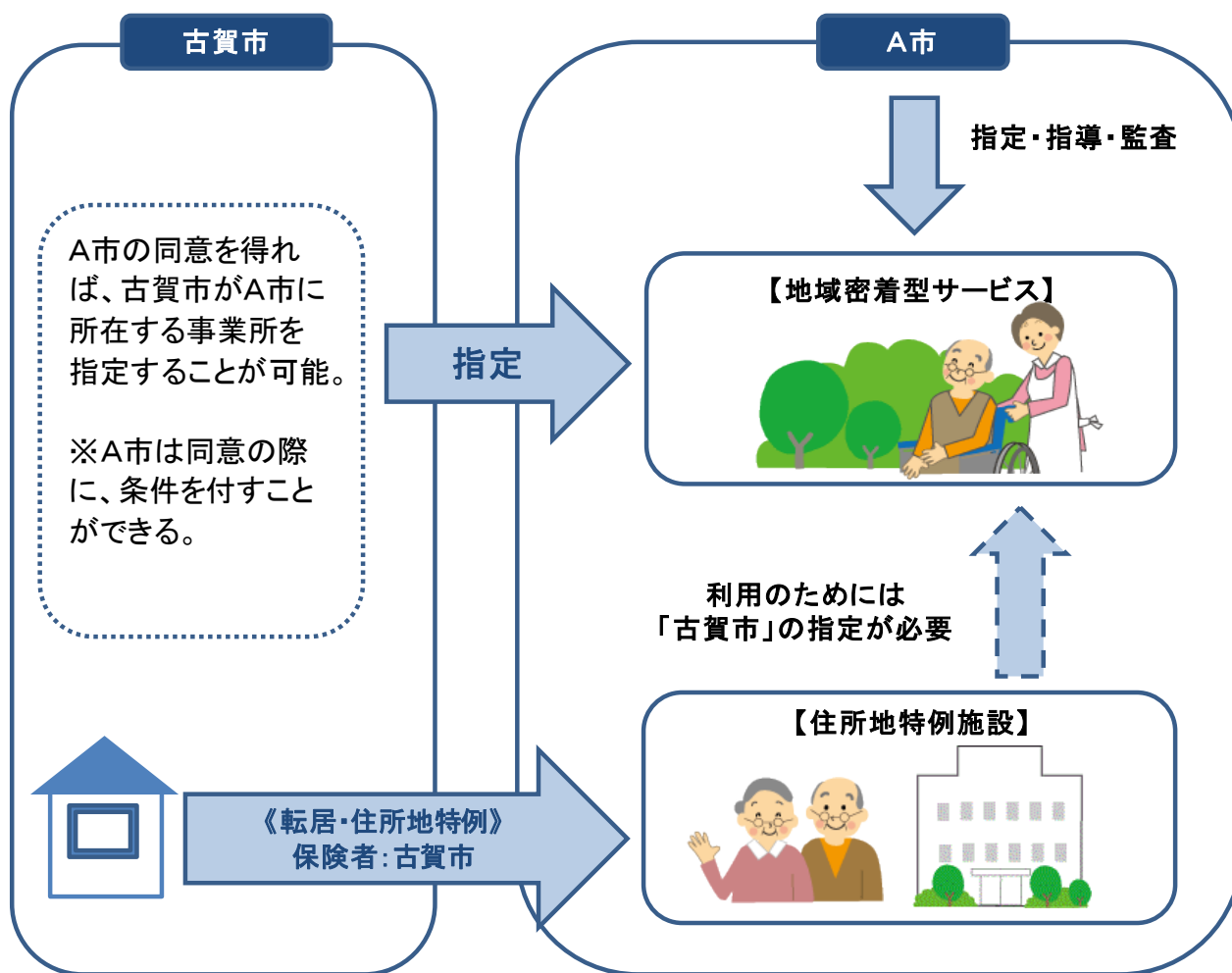
認知症（急性期を除く）の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、デイサービス等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

認知症の症状の進行の緩和に資するように目標を設定し、認知症の特性に配慮したサービスの提供を行います。

3. 他市町村所在の事業所の指定手続き

地域密着型サービスや地域密着型介護予防サービスは、原則としてサービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスであり、事業所の所在地の市町村長が指定・指導監督を行います。

地域密着型サービス事業所は市町村が指定することと定められているため、古賀市が他市町村に所在する事業所を指定する場合には、事業所所在地の市町村長の同意を得ることが必要です。



4. デイサービスセンターわ音奈多（認知症対応型通所介護）の指定の流れ

●**デイサービスセンターわ音奈多（認知症対応型通所介護・福岡市指定）の利用について相談（平成 26 年 12 月 16 日）**

- * 福岡市所在の住所地特例施設より相談を受け、担当ケアマネジャー等から聞き取りを行い、関係資料の提出を依頼。

●**デイサービスセンターわ音奈多（認知症対応型通所介護・福岡市指定）・利用予定者（古賀市被保険者）の入居する住所地特例施設を訪問（平成 27 年 1 月 5 日）**

- * 利用予定者の日頃の様子や「認知症対応型通所介護」の利用の必要性等の聞き取りを行う。

●**指定申請受付（平成 27 年 1 月 7 日）**

- * 提出書類確認済み。

●**福岡市からの指定同意（平成 27 年 1 月 13 日）**

- * 福岡市の指定の可否も踏まえた上での同意。
- * 相談の合った利用予定者以外の利用は認めないとの条件付き。

●**運営協議会での意見聴取（平成 27 年 1 月 15 日）**

●**事業所への指定可否の通知（平成 27 年 1 月下旬予定）**

●**公示及び福岡県への届出（平成 27 年 1 月下旬予定）**